

重要事項のご説明

この書面は「傷害安心保険（シニアプラン）（正式名称：傷害安心保険）」の商品内容をご理解いただくために特に重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」）をわかりやすく説明したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえでお申込みください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくために、特に重要な事項
注意喚起情報	ご契約に際してお客さまにとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「傷害安心保険（普通保険約款・特約集）」をご参照ください。ご不明な点につきましては、代理店または当社までお問合せ下さい。お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には🔴印を付けていますので、必ずご確認ください。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組みについて 契約概要

この商品は「傷害安心保険（シニアプラン）」といい、契約年齢（保険期間の開始時において被保険者の満年齢）が満65歳以上85歳以下の方が新規に、満99歳までの方が継続して加入できる、保険期間1年のケガへの補償（傷害死亡見舞費用、傷害入院見舞費用、傷害手術見舞費用、骨折等見舞費用、傷害退院時見舞費用）とホームヘルパー等代行費用や第三者への損害賠償責任を補償する傷害保険です。補償内容など詳細につきましては、「2. 補償の内容等について」をご確認ください。

2. 補償の内容等について 契約概要 注意喚起情報

(1) 被保険者について(被保険者とは、この保険契約により補償の対象となる方をいいます。)

保険金の種類	被保険者	保険金の種類	被保険者
傷害死亡見舞費用一時金 傷害入院見舞費用一時金 傷害手術見舞費用一時金 骨折等見舞費用一時金 傷害退院時見舞費用一時金	保険証券記載 の被保険者	ホームヘルパー等代行 費用保険金	● 保険証券記載の被保険者 (記名被保険者) ● 保険証券記載の被保険者と同居 する親族
		個人賠償責任保険金	

(2) 保険金をお支払いする主な場合
(詳しくは、「傷害安心保険（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。)

傷害

被保険者が日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害（熱中症危険、中毒症状による身体の障害を含みます。以下、同様とします。）を被り、次の「保険金が支払われる場合」に該当した場合、保険金をお支払いします。ただし、事故の発生の日は、被保険者が傷害を被った日をいい、その事故の発生の日が保険期間内である保険契約から、下記の保険金をお支払いします。また、入院を2回以上した場合でも、同一の事故を原因とする入院は、保険期間を問わず、それらの入院を1回の入院とみなし、入院日数を通算します。なお、事故の発生の日からその日も含めて180日を経過した後に開始する入院については通算しません。

保険金の種類	保険金が支払われる場合
① 傷害死亡見舞費用一時金 (普通保険約款)	被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日も含めて180日以内に死亡した場合、傷害死亡見舞費用保険金額の全額をお支払いします。
② 傷害入院見舞費用一時金 (普通保険約款)	被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国内の病院または診療所に7日以上入院をした場合、傷害入院見舞費用保険金額の全額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の保険金支払に限り、支払回数については、保険期間中1回に限ります。なお、事故の発生の日からその日も含めて180日を経過した後に開始する入院に対しては、お支払いしません。
③ 傷害手術見舞費用一時金 (普通保険約款)	被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国内の病院または診療所に7日以上入院をし、その傷害の治療を直接の目的として、事故の発生の日からその日も含めて180日以内に病院または診療所で手術を受けた場合、傷害手術見舞費用保険金額の全額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の保険金支払に限り、支払回数については、保険期間中1回に限ります。なお、同時に2回の手術を受けた場合は、1回分の保険金を支払います。

④ 骨折等見舞費用一時金 (普通保険約款)	被保険者が骨折等(注1)を伴う傷害を被り、その直接の結果として、日本国内の病院または診療所に7日以上入院をした場合、被保険者に、骨折等見舞費用保険金額の全額をお支払します。ただし、1回の事故につき1回の保険金支払に限り、支払回数については、保険期間中1回に限ります。なお、事故の発生の日からその日も含めて180日を経過した後に開始する入院に対しては、お支払いしません。 (注1)骨折等とは、骨折または脱臼(注2)をいい、病的骨折および突発性骨折を除きます。 (注2)脱臼とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいい、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
⑤ 傷害退院時見舞費用一時金 (普通保険約款)	被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国内の病院または診療所に7日以上入院をした後、生存して退院した場合、傷害退院時見舞費用保険金額の全額をお支払します。ただし、1回の事故につき1回の保険金支払に限り、支払回数については、保険期間中1回に限ります。なお、事故の発生の日からその日も含めて180日を経過した後に開始する入院に対しては、お支払いしません。

ホームヘルパー等代行費用(特約)

傷害入院見舞費用一時金を支払う場合において、被保険者が家事に従事できなくなったことにより、その入院期間中の家事を代行するためにホームヘルパー等を雇い入れた場合に保険金をお支払します。

保険金の種類	保険金が支払われる場合
ホームヘルパー等代行費用保険金 (ホームヘルパー等代行費用特約)	記名被保険者が傷害を被り、その結果として、7日以上入院により傷害入院見舞費用一時金をお支払いする場合において、被保険者が家事に従事できなくなったことにより、その入院期間中の家事を代行するために被保険者がホームヘルパー等を雇い入れたときに、被保険者が負担した雇入費用等の額から免責金額5千円を差し引いた残額をお支払します。ただし、「保険証券記載の基礎日額1万円に雇入費用等を負担した総日数を乗じた額」または「10万円」のいずれか低い額が限度となります。なお、支払回数は保険期間中1回に限ります。

★当社が同一の事故に対して支払うべき(傷害)①～⑤の保険金およびホームヘルパー等代行費用保険金の合計額が1,000万円を超える場合は、当社が支払う保険金の額は1,000万円となります。

個人賠償責任(特約)

日常生活において、他人の身体の障害または他人の財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払します。

保険金の種類	保険金が支払われる場合
個人賠償責任保険金 (個人賠償責任特約)	日本国内における次の事故による他人の身体の障害または財物の損壊に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したとき、被保険者に、個人賠償責任保険金をお支払します。ただし、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額の1,000万円が限度となります。 ①被保険者の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 なお、保険金は、被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金および次の費用の合計額となります。 ア.損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 イ.他人に対して損害賠償請求できる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した費用 ウ.損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、法律上の損害賠償責任がないと判明したときの、その手段を講じた費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用 エ.折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用 オ.被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用。

★(3) 保険金をお支払いできない主な場合

(詳しくは、「傷害安心保険(普通保険約款・特約集)」をご確認ください。)

次のいずれかに該当する事由によって被った支払事由に対しては、保険金をお支払いしません。

傷害・ホームヘルパー等代行費用	個人賠償責任
○保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○自動車等の無資格・酒気帯び運転中の事故または覚せい剤等により正常な運転ができない恐れがある状態での自動車等の運転中の事故 ○被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失	○保険契約者または被保険者の故意 ○被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ○被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ○被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償

<p>○被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>○被保険者に対する外科的手術その他の医療措置。</p> <p>○むちうち症や腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>○山岳登山、スカイダイビング等、危険なスポーツ中に生じた事故</p> <p>○オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故【引受範囲外の職業または職務となります。】</p> <p>○乗用車を用いて競技等をしている間に生じた事故等</p>	<p>償責任</p> <p>○被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>○被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>○被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>○航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>○給排水管、冷暖房装置等の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任等</p>
---	--

3. その他の主な特約の概要	契約概要
-----------------------	-------------

その他の主な特約は次のとおりです。(詳しくは、「傷害安心保険(普通保険約款・特約集)」の特約をご確認ください。)

特約名	概要
傷害手術見舞費用一時金補償 対象外特約	普通保険約款に規定する傷害手術見舞費用一時金を補償しない場合に適用する特約です。
骨折等見舞費用一時金補償 対象外特約	普通保険約款に規定する骨折等見舞費用一時金を補償しない場合に適用する特約です。
傷害退院時見舞費用一時金補償 対象外特約	普通保険約款に規定する傷害退院時見舞費用一時金を補償しない場合に適用する特約です。
災害補償規定等による傷害死亡見舞費用一時金受取人指定に関する特約 (傷害見舞費用一時金を保険契約者等に支払う場合に自動セット)	保険契約者等が災害補償規定等を備えた企業で、各被保険者からの書面による同意以外の方法により、保険契約者等を傷害死亡見舞費用一時金受取人と定める場合に適用する特約です。
保険料のクレジットカード払特約 (クレジットカード払に自動セット)	保険契約者が保険料の払込方法としてクレジットカード払いを選択した場合に適用する特約です。
保険料分割払特約 (保険料分割払に自動セット)	保険料を分割払により払い込む場合に適用する特約です。
集団扱特約 (集団扱に自動セット)	保険契約者が保険料の払込方法として保険料を集金者を経て払い込むことを選択した場合に適用する特約です。
保険料のコンビニエンスストア払特約 (コンビニエンスストア払に自動セット)	保険料の払込方法としてコンビニエンスストア払いを選択した場合に適用する特約です。
保険証券の発行省略特約 (同意の契約者に自動セット)	保険契約者が保険契約締結時に保険契約申込書等により保険証券等の発行を省略することについて同意した場合に適用する特約です。
通信販売特約 (通信販売契約に自動セット)	所定の事項を記載した保険契約申込書の送付または情報処理機器等の通信手段にて保険契約申込みの意思を表示し、保険契約を締結する場合に適用する特約です。

4. 補償重複について	注意喚起情報
--------------------	---------------

★ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象になる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払られない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約の要否を判断いただいたうえで、ご契約ください。

(例) この保険契約と他にご加入の傷害保険等やこの保険契約の個人賠償責任補償と他にご加入の自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約 など

5. 引受条件(保険金額等)について	契約概要	注意喚起情報
---------------------------	-------------	---------------

★(1) この保険は契約プラン販売方式を採用しており、各保険金額を設定しています。詳しくは、代理店または当社までお問合せください。実際にご契約いただくお客さまのご契約の保険金額につきましては、保険契約時の保険金額欄をご確認ください。

★(2) 当社は保険料の計算基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生し、予定する損害に照らして大幅に乖離したことから、保険期間満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、保険期間残余分における保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の

削減払いを行うことがあります。

6. 保険期間および補償の開始・終了時期について

契約概要

注意喚起情報

- ★保険期間は、1年間です。また、補償の開始は保険期間の初日の午後4時に始まり、補償の終了は保険期間満了日の午後4時に終わります。
(継続のご案内について) ご契約の満了日の60日前までに、ご契約継続等のご案内をいたしますので、ご確認ください。

7. 保険料について

契約概要

注意喚起情報

- (1) この保険の保険料は、保険金額、年齢、保険料払込方法(一括払・分割払(月払))によって決定されます。詳しくは、代理店または当社までお問合せください。また、実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書等をご確認ください。
- ★(2) 当社は保険料の計算基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生し、予定する損害に照らして大幅に乖離したことから、保険期間満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。
- ★(3) この保険料は、生命保険料控除および地震保険料控除のいずれにも該当せず、税法上の保険料控除は適用されません。

8. 保険料払込みについて

契約概要

注意喚起情報

- ★保険料は、特別な事情がある場合を除き、保険期間が開始するまでに、一括払保険料または第1回分割払保険料の全額を一括してお支払いいただきます。なお、一括払保険料または第1回分割払保険料が保険開始日以後に払込まれた場合には、保険料領収前に生じた事故による支払事由に対しては、保険金をお支払することができません。
また、分割払(月払)の第2回以降の分割保険料について、払込期日にお支払いいただかず、かつその後のご請求によってもお支払いいただけなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

9. 満期返れい金・契約者配当金について

契約概要

この保険には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務について

注意喚起情報

- ★保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、この項目が、事実をお申出いただかなかった場合や事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

保険契約者の氏名・住所・携帯電話番号、被保険者の氏名・生年月日・職業・職務・現在の健康状況・過去の傷病歴、他の保険契約等(支払事由が同一の他の保険契約または共済契約)の有無

2. クーリング・オフ(契約申込みの撤回等)について

注意喚起情報

ご契約の申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。クーリングオフは、ご契約を申込みの日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内(消印有効)であれば行うことができます。手続きは、取扱代理店ではできませんので、下記記載事項を記載していただき、下記郵便宛先へ郵送または当社ホームページ「お問い合わせ」ボタンから下記記載事項の入力にてご通知ください。

《宛先》〒550-0002

大阪市西区江戸堀2丁目1番1号 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社 行

《ホームページ》(<http://www.sjrm-ssi.co.jp>) 「お問い合わせ」ボタンから「メッセージ」欄へ入力

《記載事項》①クーリングオフする旨の記載 ②ご契約者の氏名(押印)、住所、連絡先電話番号

③契約申込年月日 ④管理番号、証券番号または領収証番号 ⑤取扱代理店名

クーリングオフされた場合は、当社は既にお払い込みになった保険料を、すみやかにお返します。また、当社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

3. 重複契約について

注意喚起情報

- ★この保険契約の被保険者は、当社が特に認めた場合を除き保険期間を重複して当社の同種の保険契約の被保険者となることはできません。また、当社の同種の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。

4. 傷害死亡見舞費用一時金受取人について

注意喚起情報

傷害死亡見舞費用一時金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等について

注意喚起情報

★保険契約者または被保険者となる方は、ご契約締結の後、被保険者の職業または職務の変更、保険契約者の住所変更、保険契約者の変更が発生した場合には、遅滞なくその旨を通知いただく義務(通知義務)があります。その事実の発生によって引受範囲を超えること(引受対象外)となった場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

【引受対象外の職業】

- オートテスター(テストライダーをいいます。)
- オートバイ競争選手
- 自動車競争選手
- 自転車競争選手
- モーターボート競争選手
- 猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)
- プロボクサー
- プロレスラー
- ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)
- 力士
- その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

2. 保険契約の失効について

注意喚起情報

★被保険者が死亡した場合には、この保険契約は効力を失い(失効)、ご契約期間のうち、未経過の期間に対して所定の保険料を返還します。なお、返れい金をお支払できない場合もありますので、詳しくは、取扱代理店または当社までお問合せください。また、傷害死亡見舞費用一時金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

3. 解約・解除と返れい金について

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- ★① 解約に際しては、ご契約の保険期間のうち、未経過の期間に対して所定の保険料を返還します。なお、解約返れい金をお支払できない場合もありますので、詳しくは、取扱代理店または当社までお問合せください。
- ★② 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

4. 被保険者からの解約について

注意喚起情報

★被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

5. 継続の際の保険契約について

注意喚起情報

- ★(1) 当社は、保険期間満了日の60日前までに、継続契約引受けの場合の保険料その他の保険金額等の引受内容を記載した継続案内書を保険契約者に送付します。なお、当社は、被保険者について、過去の保険事故の発生件数が多く、悪意性が疑われる場合に限り、保険契約を継続しないことがあります。また、当社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料の妥当性を検証し、保険料の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- ★(2) 継続前保険期間満了日の30日前までに、保険契約者より、継続を行わない旨の申し出がない場合には、継続案内書の内容で継続します。ただし、継続後の保険契約の始期の属する月の翌月末日までに継続後の保険契約の保険料のお支払いがない場合は、保険契約の継続を行わないものとなりますのでご注意ください。
- ★(3) この保険が不採算となり、継続契約の引受けが困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

6. 事故が起こった場合について

注意喚起情報

- (1) 万一、保険事故にあわれたら、遅滞なく当社「事故受付センター(フリーダイヤル)0120-835-165(受付時間:平日午前9時:30~午後5:30 土日・祝日、年末年始を除く)」までご連絡ください。
- (2) 保険金を請求する権利は、支払事由が生じた日(賠償事故については賠償額が確定した日)の翌日から3年が経過すると時効により消滅しますのでご注意ください。
- (3) 賠償事故にかかわる示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください。
- (4) 傷害死亡見舞費用一時金を支払う場合には、この保険契約は、その保険金支払の原因となった傷害が発生した時に終了します。この場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約が終了することはありません。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限について

注意喚起情報

取扱代理店は、当社との代理店委託業務に基づき、保険契約の締結、保険契約申込書の取付、保険契約の維持管理等の代理業務を行っています。取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

2. 法令で注意喚起することとされている事項について

注意喚起情報

- ★(1) この保険では、「損害保険契約者保護機構」「生命保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置がありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。
- (2) 当社(少額短期保険業者)がお引受け可能な傷害保険契約は、次の①から③までのすべてに該当する保険となります。
- ① お引受けできる保険期間は1年となります。
- ② お引受けできる保険金額は1被保険者について傷害死亡保険は300万円、傷害入院・傷害手術・骨折等・傷害退院時見舞費用の傷害を受けたことに対し一定額の保険金を支払う保険は80万円、ホームヘルパー等代行費用の損害保険は1,000万円までとなります。また、1被保険者について引受けするすべての保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれる個人の日常生活に関わる賠償責任保険(個人賠償責任)を含むものがある場合には別枠で1,000万円までの引受けを行うことができます。さらに1被保険者について引き受ける低発生率保険を除くすべての保険金額の合計額は1,000万円までとなります。
- ③ 1保険契約者について引受けするすべての保険の上限総保険金額は上記②の保険金額に100を乗じた金額までとなります。

3. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先に提供することがあります。

☐契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本少額短期保険協会加盟の他の少額短期保険業者各社および特定の損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

☐再保険について

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

弊社における個人情報に関するお取扱いの詳細につきましては、弊社ホームページ (<http://www.sjrm-ssi.co.jp/>)の「個人情報保護方針」をご覧ください。

4. 苦情・ご相談窓口について

注意喚起情報

保険の内容に関する苦情・個人情報の取扱いに関するお問合せ・ご相談窓口	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社 電話(フリーダイヤル)：0120-576-225 受付時間：平日 午前9時30分～午後5時30分(土日・祝日・年末年始を除く。)
事故が起こった場合のご連絡先	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社事故受付センター 電話(フリーダイヤル)：0120-835-165 受付時間：平日 午前9時30分～午後5時30分(土日・祝日・年末年始を除く。)

当社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存です。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできます。

(指定紛争解決機関)一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目1番8号 HF八丁堀ビルディング2階
Tel 0120-821-144 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00
Fax 03-3297-0755 受付日：月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く。)

ご契約の関するお問い合わせ
受付時間 午前9時30分～午後5時30分
(土日・祝日・年末年始を除く)
 フリーダイヤル 0120-576-225

引受保険会社
近畿財務局長(少額短期保険)第6号
セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
〒550-0002 大阪市西区江戸堀2丁目1番1号